

## 欠格事項についての宣誓書

法人名	
-----	--

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
イ	認定特定非営利活動法人（法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人（法第58条第1項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
ウ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無
エ	法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無
オ	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第5号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下第5号において「暴力団の構成員等」という。）	有・無

2	指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	はい・いいえ
---	------------------------------	--------

3	法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消され、又は法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	はい・いいえ
---	---	--------

4	その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの	はい・いいえ
---	--	--------

5	次のいずれかに該当するもの	
ア	暴力団	はい・いいえ
イ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの	はい・いいえ

欠格事由 1 から 5 までのいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

法人の名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ ㊟